

東京国際日本語学院

評価

理念・教育目標

理念・ミッション

A

文化の基幹をなす言語の教育に情熱を燃やす日本語教師が相語らい、現在、未来に我が国と友好、理解を育む日本語可能な外国人をより多く育てることが今後のこの国の世界社会の円滑な位置づけに寄与するとの信念を抱き、設置したのが本学院である。

教育目標

A

日本国内にあって教授する日本語は単に言語のみならず、学ぶ外国人がこの国への友好を深め、帰国後この国の志す正しい国際間の位置をそれぞれの国民の中に伝えてくれるような意識教育をも加味したものでなければならぬ事を教育信条、目標とする。

育成する人材像

A

現在、未来に我が国と友好、理解をはぐくみ、帰国後この国の志する正しい国際間の位置をそれぞれの国民の中に伝えてくれる日本語可能な外国人。

1 学校運営

1.1 日本語教育機関の告示基準に適合している

A

1.2 組織運営や人事、財務管理に関する規定や意思決定システムが整備されている。

A

1.3 中長期的に財務基盤が安定しており、予算・収支計画が有効かつ妥当なものである。また、財務について会計監査が適切に行われており、財務情報の公開体制ができています。

A

告示基準に遵守し、改定があればその内容に沿った学則の変更を行う。

日本語教育機関の適正性判断に係る選定が始まって以来「適正校」を維持しており、今後もしっかりとした学生管理を継続していく。

2 入学者の募集

2.1 教育内容を含む最新、かつ、正確な学校情報を開示している。これらは想定する入学志願者の理解できる言語で行うよう努めている。

A

2.2 海外の募集代理人(エージェント等)の行う募集活動が適切に行われている事を把握している。

B

日本語の他、英語、フランス語、中国語（簡体字・繁体字）、韓国語、ベトナム語、計7ヵ国語でパンフレット、ホームページ等の販促物を提供している。

在留資格認定証明書の交付率も高く、申請準備における豊富な経験と知識に特に定評があるため、個人での直接申込者が多いのが特徴。

海外のエージェントを通す場合、主要な国については毎年現地へ赴いており、信頼関係を築いた後に受入れを開始している。

また、紹介された学生が入学した後、各エージェントの募集活動や請求額について等、直接その学生に聞き取り調査を行っている。

2.2 B評価について

各エージェントを定期訪問し把握に努めているが、現状を完全に把握できているとは言えない。今後は各エージェントのホームページやFaceBook等の確認も細かく行い、どのような募集活動がなされているかの把握に努めたい。

3 入学者選考

3.1 入学者の選考に関し、学習能力、勉学意欲、経費支弁能力、日本語能力等について根拠資

A

料で確認する等、適切な方法により確認している。

- 3.2 入学者の選考に当たっては、学校関係者(職員等)が面接等を行うよう努めている。 A

別表1 記載国以外の国からの申し込みについては、可能な限り現地面接を行い、学生本人の他、親、経費支弁者とも面談。学生の日本語能力及び学習意欲、経費支弁者の在職状況、経済状況を確認している。現地面接が叶わない場合はインターネット面接を行い、上記内容の確認を行っている。

4 納付金

- 4.1 入学検定料、入学金、授業料その他納付金の金額、納付期限、納付方法、及び学費以外に入学後必要な費用を募集要項等に明記している。また、授業料等は適切である。 A

- 4.2 関係諸法令に基づいた学費返還に関する規定を定め公開している。 A

- 4.3 上記4.1及び4.2については入学志願者、在籍者及びその経費支弁者の理解できる言語で情報公開に努めている。 A

留学に係る全ての費用、返金についてはHP及び募集要項に各言語で明記している。

5 学生支援

- 5.1 日本社会を理解し、適応するための取組を行っている。 A

- 5.2 学習相談や進路指導を適切に行い、進路を適切に把握している。 A

- 5.3 重篤な疾病や傷害及び交通事故のあった場合の対応を定めている。 A

- 5.4 入管法上の留意点について学生への伝達、指導を定期的に行っている。 A

- 5.5 不法残留者、資格外活動違反者、犯罪関与者等を発生させないための取組を継続的に行っている。 A

- 5.6 健康管理や日本での生活指導などへの支援体制が整備されている。 A

日本で生活するうえで、日本社会の理解を常に意識させるよう心掛けています。
進路指導については、進学先情報の提供、個別指導、模擬面接、日本語能力試験対策、留学試験対策、受験アンケートを取り纏めた資料の開示等十分に手間と時間をかけた各種進学指導を行っている。
文部科学省外国人留学生学習奨励費の受給者が毎年3人ほどいる他、東京国際日本語学院特別学習奨励賞を不定期ではあるが支給している。

6 教員

- 6.1 校長、主任教員、専任教員及び非常勤教員の職務内容を明確に定めている。 A

- 6.2 教職員の教育力及び支援力強化のための研修等を実施するとともに、他機関の実施する研修会等への参加を促している。 A

- 6.3 教員評価を適切に行っている。 A

設立当時から毎月第一土曜日に行っている教師会では、専任、非常勤教員が一堂に会し、各テーマ別グループによる教授法指導、教材開発に力を注いでいる。

みんなの日本語ⅠⅡの漢字練習帳ⅠⅡは2004年に当学院が作成したもので、現在世界各国で使用されている。

7 教育活動

- 7.1 理念・教育目標に合致したコースを設定し、カリキュラムを体系的に編成している。 A

- 7.2 授業開始前までに学習者の日本語能力を試験等で判定し、適切なクラス編成を行っている。 A

る。

7.3 教員の能力、経験等を勘案し、適切な教員配置をしている。 A

7.4 授業記録簿等を備え、実施した授業を正確に記録している。 A

7.5 理解度、到達度の測定と評価を実施期間中に適切に行い、その結果を的確に学生に伝えている。 A

7.6 授業評価を含む教育活動の評価、改善のための取組を定期的に行っている。 A

7.7 生徒が到達すべき日本語能力の目標が明示されている。 A

7.8 適切な教材を使用し、学習効率を図るため環境整備がなされている。 A

7.9 生徒の日本語能力向上が図られ、機関が定める到達目標に達している。 A

1コマを50分に設定。大部分の学校が設定する45分に比べ、毎日20分多く授業を行っている。
又、日本語教育のみならず、伝統文化(茶道、振袖等)や、地域との交流等、多岐にわたる課外授業に力を入れている。

8 教育施設

8.1 教室内は十分な照度があり換気がなされているとともに、語学教育に必要な遮音がなされている。 A

8.2 授業時間外に自習できる部屋の確保に努めている。 A

8.3 法令上必要な設備等を備えている。 A

現状必要な設備は全て整っている。今後も必要に応じ増やす等行っていく。

9 安全・危機管理

9.1 対象となる学生全員が国民健康保険に加入している。 B

9.2 感染症発生時の措置を定めている。 A

9.3 気象警報発令時の措置、災害発生時の避難方法等を定め、教職員及び学生に周知している。 A

四谷警察の協力のもと学生全員参加の大規模な防災訓練を行っている。

9.1 B評価について

入学時に保険加入を指示し、その後の保険証の確認は都度行っているが、毎月確実に保険料の支払いがなされているかまでは現状確認できていない。支払い状況の把握を当分の努力目標とする。

10 法令の遵守等

10.1 法令遵守に関する担当者を定めている。 A

10.2 教職員のコンプライアンス意識を高めるための取組を行っている。 A

10.3 個人情報保護のための対策をとっている。 A

10.4 地方出入国在留管理局、その他関係官公庁、日本語教育振興協会への届け出、報告を延滞なく行っている。 A

法令に遵守している。

11 地域貢献・社会貢献

11.1 地域貢献・社会貢献、生徒のボランティア活動への支援を行っている。 A

11.2 公開講座などの取組を行っている。 A

警視庁防災訓練、警察署依頼の地域防災訓練等へ積極的に参加している。

小学校、中学校との交流を定期的に行っている。

地域で働く方々を講師に招き、地域の状況や社会の仕組みを学ぶ機会を設けている。

評価方法

A-「達成されている」あるいは「適合している」項目。

B-「一部未達成」であるが、1 年を目途に達成あるいは適合が確実な項目。

C-「未達成」あるいは「適合していない」項目。